

令和2年度第1回四條畷市都市計画審議会  
議事録

1 日時：令和2年11月24日（火）  
午後3時00分～午後4時00分

2 場所：四條畷市役所本館3階委員会室

3 出席者：（委員） 島弘一委員 小原達朗委員 瓜生照代委員  
森本勉委員 渡辺裕委員  
山下克巳委員 歌門敬子委員 上村一彦委員  
菅久子委員 榎原芳子委員 犬伏令子委員  
田中一成委員 村川春水委員 熊谷樹一郎委員  
木村岐代子委員  
（市側） 林副市長 亀澤都市整備部長  
南森都市整備部次長兼下水道課長  
浅倉都市計画課長 橋本都市整備部上席主幹  
山田下水道課長代理 永山主査 田端事務職員  
堀江事務職員

（傍聴） 0名

（事務局） 都市計画課

4 案件：（1）会長の選出について  
（2）東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について  
（3）東部大阪都市計画下水道の変更について  
（名称 四條畷市田原処理区公共下水道）  
（4）東部大阪都市計画下水道の変更について  
（名称 四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道）

5 その他

## 午後3時00分開会

事務局 定刻になりましたので始めさせていただきます。それでは、ただいまより、令和2年度第1回四條畷市都市計画審議会を開催いたします。本日は、ご多忙にもかかわらず、またコロナ禍の中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ここ1、2週間において、大阪府内の新型コロナウイルスの感染者は急増しております。よって、本日の議事進行についてはこのような状況も踏まえ、円滑に進みますよう皆様のご協力をお願いいたします。なお、配席につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため間隔を設けさせていただいております。また、会議中におきましてもマスクをお付けいただき、ご発言の際もマスクをつけたままとさせていただきます。委員の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。申し遅れましたが、私、都市計画課の永山でございます。よろしくお願い申し上げます。また、本審議会は、議事録の作成のため録音させていただいておりますので、ご了承をお願いします。次に、議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をいたします。

### <配布資料確認>

次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告いたします。本日、山下委員におかれましては、遅れるとの一報をいただいております。審議会開催時間前にご到着しました場合は、途中からご出席いただきますのでよろしくお願い申し上げます。審議会委員の総数は15名、そのうち現在出席いただいているのは14名でございます。したがって、四條畷市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する「委員の2分の1以上」の出席要件を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、協議会の開催にあたり副市長の林よりご挨拶いたします。

### <副市長挨拶>

事務局 ありがとうございます。次に、委員の交代がございましたのでご報告させていただきます。都市計画審議会条例第3条第2項第3号委員の吉川耕司委員は、本年9月17日付けで都市計画審議会委員を退会されましたことをご報告いたします。また、ここで後任の委員の方をご紹介します。資料1の都市計画審議会委員名簿をご参照ください。学識経験を有する者として、摂南大学の熊谷樹一郎委員でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは次に、事務局より各委員の皆様のご紹介をいたします。配布しております資料1の委員名簿の順に従いご紹介いたします。

<委員及び事務局紹介>

事務局　それではこれよりご審議をお願い申し上げたいと存じますが、四條畷市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、「会長がその議長となる」となっておりますが、本日は会長が不在でございます。また、四條畷市都市計画審議会条例第6条第4項の規定により、「副会長は、その職務を代理する」となっております。したがって、これより副会長に議事の進行をお願いしたいと思います。副会長よろしく願いいたします。

【議案1】

管副会長　それでは早速ですが議案の審議に入らせていただきます。議案1の審議会の会長の選出について、まず初めに事務局からこれまでの経緯についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<会長交代に伴う経緯の説明>

<委員の互選により田中委員を推選>

<各委員拍手をもって承認>

管副会長　ただ今、「拍手」でもって、会長が承認されました。これにより、議案1は終了いたします。ここで、一時司会を事務局と代わります。

事務局　それでは、田中会長、おそれ入りますが、前の席までお移りください。

<田中会長 移動>

事務局　ここで山下委員が来られましたのでご紹介させていただきます。都市計画審議会条例第3条第2項第2号の一般市民の皆様から、山下克巳委員でございます。それでは田中会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと思います。田中会長よろしく願いいたします。

<田中会長挨拶>

事務局　ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。続きまして、審議会に対し、副市長より諮問させていただきます。

<副市長諮問書朗読>

事務局        なお、副市長は、次の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。また、先ほどの諮問書につきましては、複写を行ったものをこれより各委員にお配りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

<副市長退席>

事務局        それでは、引き続き、ご審議をお願い申し上げたいと存じます。それでは、管副会長よろしくお願いいたします。

管副会長      皆様の拍手をもって新しい会長が決まりましたので、この後の進行は会長にお願いしたいと思いますので、司会を変わります。どうもありがとうございます。

田中会長      それでは、早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。議案書の議案2の四條畷市決定案件であります、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【議案2】

事務局        改めまして、都市計画課の浅倉でございます。よろしくお願い致します。それでは、議案2、「東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更」につきましてご説明させていただきます。本市におきましては、生産緑地法の改正を受け、平成4年に、市街化区域内におきまして、緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的といたしまして、農地所有者等のご意向をお伺いしながら、都市計画上の生産緑地として位置付け、指定を行ったところでございます。今回は生産緑地地区の廃止、及び追加を予定しており、議案書では2ページから6ページでございます。前のスクリーンをご覧ください。また、議案書では2ページになります。こちらは今回変更対象である4地区を示した計画書でございます。地区ごとの変更理由、詳細位置等につきましては後程ご説明させていただきます。こちらは新旧対照図で、議案書では3ページになります。赤色及び青色の丸枠で囲んだ地区が変更箇所となっております。続きまして変更内容を地区ごとに説明させていただきます。議案書では4ページになります。右上の地区からご説明いたします。当該地区は中野本町地内に位置し、名称は中野本町8号でございます。廃止理由といたしましては、当該生産緑地におきまして、生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申し出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。続きまして、こちらも生産緑地の廃止をす

る地区でございます。議案書では同じく4ページ、中央下の地区になります。当該地区は中野新町地内に位置し、名称は中野新町2号でございます。廃止理由といたしましては、先ほどと同じく、生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申し出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。続きまして、こちらも生産緑地の廃止をする地区でございます。議案書では5ページ、左上の地区になります。当該地区は大字清瀧地内に位置し、名称は大字清瀧3号でございます。廃止理由といたしましては、生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の死亡を理由とした生産緑地の買取申し出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。なお、廃止する箇所に関しましては、いずれも今後宅地利用される予定とお聞きしております。続きまして、こちらは生産緑地の追加を行う地区で、議案書は同じく5ページ、右下の地区でございます。当該地区は、南野六丁目地内に位置し、名称は南野六丁目6号でございます。市街化区域内の優れた緑地機能及び、多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条に基づく土地所有者の同意のもと、生産緑地の追加を行うものでございます。こちらにつきましては、生産緑地法の改正を受け、昨年度に制定した生産緑地の面積要件を500平方メートル以上から300平方メートル以上に緩和する生産緑地地区の区域に関する条例に基づいて追加するものでございます。こちらが写真でございます。青色で囲まれた区域について、生産緑地として追加いたします。次に、変更する面積についてご説明させていただきます。議案書では6ページになります。少し見えづらいところがありますので、前のスクリーンをご覧ください。まず、中野本町8号につきましては、約0.21ヘクタール全て廃止となります。次に、大字清瀧3号につきましては、約0.06ヘクタール全て廃止となります。次に、中野新町2号につきましても約0.14ヘクタール全て廃止となります。最後に、南野六丁目6号につきましては、約0.03ヘクタールの追加となります。以上により、本市の生産緑地地区数は94地区から92地区に減少し、面積の合計は、約18.09ヘクタールから約17.71ヘクタールに減少となります。最後に、都市計画手続きの経過と今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。まず、都市計画法第19条に基づく大阪府との協議結果については、8月19日付けで「異議」がない旨、回答をいただいております。次に、その後、都市計画法第17条の規定による縦覧を、10月19日から11月2日にかけて2週間行いましたが意見書の提出はございませんでした。今後の予定につきましては、本案件のご議決ののち、市長への答申をいただきましたら、速やかに決定の告示を行う予定でございます。以上、議案2、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

げます。

田中会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。無いようであれば、議案2の「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」については、承認するというごことでご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

田中会長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので諮問に対して異議なく承認するというごことを答申いたしたいと思ひます。答申につきましては事務局の方で所定の手続きを進めていただくというごことでこれも意義ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

田中会長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので手続きを進めさせていただきます。それでは続きまして次の案件の審議に入りたいと思ひます。議案書の議案3の四條畷市決定案件であります、「東部大阪都市計画下水道の変更について（名称 四條畷市田原処理区公共下水道）」と、同じく市決定案件である議案4の「東部大阪都市計画下水道の変更について（名称 四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道）」については、関連がありますごことから、一括で、審議いたします。それでは、下水道課から説明をお願いします。

#### 【議案3、4】

事務局 下水道課の山田です。よろしくお願ひいたします。それでは、議案3、東部大阪都市計画下水道の変更名称四條畷市田原処理区公共下水道ならびに議案4、東部大阪都市計画下水道の変更名称四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道につきまして一括して、ご説明させていただきます。まず、本市の下水道計画全体について、大まかな流れをご説明いたしたく、議案書別冊を配布してあります。初めに別冊を用いましてご説明させていただきます、その後今回の都市計画下水道変更案の内容について、議案書を用い、ご説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。前のスクリーンをご覧ください。議案書別冊2ページと同じものです。本市の下水道計画については、赤線で囲まれている範囲が下水道計画区域となっています。今皆様がおられる市役所のある西部の市街地は鴻池水みらいセンターで汚水処理されているので鴻池処理区という処理区名称になります。昭和46年度から幹線管渠の建設に着手し、昭和59年度より各地区に整備を行い、昭和61年4月に第1期の供用開始を行っております。一部区域（分流区域）の汚水は砂、蔀屋地区にある、なわて水みらいセンターで汚水処理され

ています。この図の中央の山間部につきましては下水道計画区域外となります。図の右側、東部にあります田原地区は本市の田原処理場で汚水処理を行っているため田原処理区という処理区名称となり、平成2年3月31日より汚水処理を開始しています。また、前回平成29年度の都市計画審議会においては、本議案に先立ち、田原処理区を鴻池処理区へ統合するために、処理場のポンプ場化にかかる都市計画決定についてご承認を頂きました。次に、議案書別冊3ページを併せてご覧ください。以降、計画的に整備を進め、今年度においては、残る210mの管渠整備とポンプ場化工事を施工し、統合先へ送水できるようにします。以上、下水道計画全体のご説明を申し上げます。続きまして、今回の都市計画下水道の変更案の内容をご説明申し上げます。議案書別冊4ページを併せてご覧ください。今回の東部大阪都市計画下水道の変更内容ですが、東部大阪都市計画下水道名称四條畷市田原処理区公共下水道の都市計画を廃止し、東部大阪都市計画下水道名称四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道の鴻池処理区へ田原処理区を編入し統合するものです。スクリーン及び議案書別冊の説明は以上となります。それでは、恐れ入りますが議案書をご覧ください。7ページでございます。議案3東部大阪都市計画下水道名称四條畷市田原処理区公共下水道の変更についてです。まず、3-1計画書で東部大阪都市計画四條畷市田原処理区公共下水道を廃止いたします。次に、3-2廃止する理由として、人口減少や節水型器具の普及により今後の汚水量及び使用料の減少が見込まれることと、処理場を更新するたびに多額の費用がかかること、技術職員の減少も進むなか、スケールメリットを生かした効率的な事業運営が有効であることなどから、平成23年度に検討を行った結果、四條畷市田原処理区公共下水道を廃止し、四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道に編入したいため、廃止するものであります。次に、3-3新旧対照図および新旧対照表8ページをご覧ください。新旧対照図となっております。着色指定がありまして、廃止の色は黄緑色となっております、見えづらく申し訳ありません。田原処理区については全て廃止しますので全て黄緑色となっております。次に、9ページをご覧ください。新旧対照表となっております。2段書きの上段が変更前、下段が変更後となっております。全て廃止となりますので下段は全てバー表示としています。次に10ページをご覧ください。議案4東部大阪都市計画下水道名称四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道の変更についてです。東部大阪都市計画四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道を次のように変更いたします。まず、4-1計画書につきまして排水区域は、面積約674ヘクタールとなっております、主要な施設として、下水管渠、讃良川第1幹線（起点）砂一丁目地内～（終点）岡山一丁目地内となっております。ポンプ施設は、上田原汚水ポンプ場（大字上田原地内）約270㎡、下田原汚水ポンプ場（大字下田原地内）約150㎡、田原汚水ポンプ場（田原台五丁目地内）約22,700㎡がございます。次に、4-2変更する理由は、四條畷市田原処理区公共下水道を廃止し、四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道に編入したいため、変更し

ようとするものでございます。次に、4-3 新旧対照図および新旧対照表についてです。11 ページをご覧ください。新旧対照図となります。赤囲みが新計画となりまして、西部市街地と今回編入する田原地区が四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道区域となります。次に、12 ページをご覧ください。新旧対照表となっております。2 段書きの上段が変更前、下段が変更後となっております。2 の排水区域は変更前488ヘクタールが変更後は田原地区を加え674ヘクタールになり、4 のポンプ施設は、全てが田原地区にある施設ですので変更前はバー表示で、変更後にそれぞれの名称、位置、備考欄には面積を記載しています。このように四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道において、変更を行うものであります。次に、今回の変更に伴う都市計画手続きの経過をご説明申し上げます。まず、地元説明会については、5月31日に説明会の開催を予定していたところでしたが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から説明会としては開催を中止とさせていただき、また、説明会の開催に代わる対応として、市ホームページにて説明資料を5月31日から6月14日まで掲載し閲覧に供しました。なお、閲覧に際しては、説明資料の上半分に「説明会で投影を予定していたスライド」を資料の下半分には「補足説明文」を記載し対応しました。次に、公聴会については、公述申出の受付期間を6月15日から6月29日までとして、7月13日に開催を予定しておりましたが、公述申出がありませんでしたため、結果、中止といたしました。次に、都市計画法第17条に基づく縦覧を10月19日から11月2日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第19条に基づく大阪府との協議結果については、7月9日付けで、「異議なし」との回答を得ております。最後に、今後の予定についてご説明申し上げます。通常、都市計画審議会で答申をいただきましたら、すみやかに所定の手続きを行い、当該、都市計画変更にかかる告示をいたしますが、本件については、一定の期間をいただいた後に告示する予定であります。その理由は2点ございます。まず1点目としまして、下水道の変更手続きには、本件、都市計画変更手続きに加え、下水道法による変更手続きと都市計画事業の認可変更手続きの3つの手続きがあり、これらの手続きを完了させる必要があります。下水道法の変更手続きと都市計画事業の認可変更の手続きは、本件、都市計画変更手続きが終わったのち、手続きを開始するため、これらに要する期間が必要となり、一定の期間をいただくものです。次に、2点目としまして、現地の工事の関係、いわゆる処理場をポンプ場化にいたします工事の竣工にも関係がございました。実際に汚水をポンプで圧送することができて、初めて、現在の処理場を廃止できるため、これらの工事に要する期間が必要となり、一定の期間をいただくものです。なお、供用開始の時期については、当初令和3年4月1日を予定していましたが、一部工事の入札不調により作業に遅れが生じていることから2ヶ月延伸し、令和3年6月1日に変更いたします。また、本来その日付をもって告示するところですが、ポンプ場が完了し汚水を送水しても6月1日以前の汚



水は処理場内に残ります。残った汚水処理については、約1ヶ月間かかることから、四條畷市田原処理区公共下水道の廃止する告示日は、令和3年6月30日とし、統合する四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道の告示日は翌日の7月1日とさせていただきます。以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案3東部大阪都市計画下水道の変更名称四條畷市田原処理区公共下水道ならびに、議案4東部大阪都市計画下水道の変更名称四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道について、一括でご説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

田中会長     ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。

村川委員     はい。ただいまのご説明で、残った汚水の処理に1か月かかるとのことですが、その間の残った汚水の処理はそのまま戎川から天野川に流れるということですか。

事務局       お答えさせていただきます。今おっしゃっていただいた通り従来の処理と同じ処理をしますので、その1ヶ月分の処理につきましては戎川に放流させていただくという計画となっております。

田中会長     ありがとうございます。ほかに、ご質問ご意見いかがでしょうか。

榎原委員     よろしいでしょうか。平成23年から工事が始まっているようですが、その辺のところもう少し詳しく説明願えませんでしょうか。

事務局       平成23年度から行っている工事ですが、まず管渠の工事から行っています。翌年24年度に国道163号の清滝第二トンネルの施工が始まるので道路を供用開始してからは管渠工事ができなくなるのでその時期に合わせてトンネル内を施工することからまずスタートしました。それが25年までかかりました。26年27年頃はトンネル付近から処理場側の整備をし、28年度からはトンネルを超えた西側の残り部分が31年までかかり、令和2年はこの赤い部分の区間の工事を行ったということです。処理場のポンプ場化の工事につきましてはここに書いておりますように令和元年から3年間かけて工事を行う予定となっております。

田中会長     ありがとうございます。ほかに、ご質問ご意見いかがでしょうか。

木村委員     はい。非常に長い完了工事で国道沿いにずっと管を埋めて伸ばしてこられたと思いますが、この後のメンテナンスや非常時の場合、例えば水漏れ等そのような場合どのような対応を用意しておられるのでしょうか。

事務局       管渠につきましては、全体の延長として5,440メートルあります。緊急時や維持管理の対応として、この管については自然流下ではなくポンプ場から圧力をかけて送水する圧送管です。材質は铸铁管で耐震能力のある管を使っております。メンテナンスの仕方ですが、圧送管が国道本線車道を占有している関係上、500メートルごとに管理するためのマンホールを設置しそこから掃除する機械を入れメンテナンスできるようにしております。

田中会長     ありがとうございました。ほかに、ご質問ご意見いかがでしょうか。そうしましたら今回諮問のありました議案3の東部大阪都市計画下水道の変更について名称四條畷市田原処理区公共下水道、それと議案4の東部大阪都市計画下水道の変更について名称四條畷市寝屋川北部流域関連公共下水道、これらについてともに承認するというごことでご異議ございませんでしょうか。

＜「異議なし」の声あり＞

田中会長     ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので諮問に対して異議なく承認するというごことを答申いたしたいと思っております。答申につきましては先程と同様に2案件とも事務局の方で所定の手続きを進めていただくというごことでこれも異議ございませんでしょうか。

＜「異議なし」の声あり＞

田中会長     ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので手続きを進めさせていただきます。ただし、答申後都市計画変更にかかる告示については、先程の説明があったのとおり一定期間が空きまして、来年の6月末及び7月初めということとなりますので委員の皆さま方にもその旨ご理解をお願いします。それでは、その他事務局から何かございますか。

事務局     はい、ございます。それではご説明にあたり簡単に資料を配らせていただきます。それではその他といたしまして、特定生産緑地の指定手続きについて、ご説明させていただきます。昨年度もご報告をさせていただいたところでございますが、改めてご説明させていただきます。前のスクリーン又はお配りした資料をご覧ください。まずは特定生産緑地制度についてでございます。生産緑地地区が都市計画決定から30年経過すると、主たる農業従事者の死亡や故障の要件は必要なく、いつでも買取り申出が可能となることから、都市計画上不安定な状態に置かれることとなります。このため、平成29年に生産緑地法が改正され、生産緑地の都市計画の告示から30年経過が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係者の同意を得て、生産緑地の都市計画の告示から30年経過するより前に特定生産緑地に指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度が国において創設され、平成30年4月1日より施行されたところ。これにより、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。本市においてもこれらを踏まえ今後の生活環境の保全や創出に繋がる特定生産緑地制度を積極的に活用するために手続きを進めております。続きまして特定生産緑地の指定手続きのスケジュールについてでございます。令和元年には生産緑地の全所有者に対し特定生産緑地制度の周知を行いました。その後、平成4年に指定した生産緑地の所有者に

対し意向確認書を送付のうえ、指定の意向がある方に対し、指定に必要な書類を送付したところでございます。今年度には赤枠で囲んでいる特定生産緑地の指定に必要な書類の受付を令和2年4月から令和3年3月末までを期限とし、順次書類や現地の審査を行っている状況でございます。また、来年度の都市計画審議会においては、委員の皆様にご意見を聴取させていただく予定としておりますのでよろしくお願い申し上げます。今後も指定に向け慎重に手続きを進めてまいります。以上、その他特定生産緑地の指定手続きについての説明でございます。

田中会長     ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたがこれについてご質問やご意見はございませんか。よろしいでしょうか。特に無いようであれば以上で本日の議事は全て終了であります。円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございました。それではこれで司会を事務局にお返しいたします。

事務局     会長、ありがとうございました。最後に四條畷市都市整備部長の亀澤より閉会のご挨拶を申し上げます。

<部長挨拶>

事務局     これを持ちまして令和2年度第1回四條畷市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後4時00分閉会